

新型コロナウイルスへの対応に伴う共同生活援助及び施設入所並びに生活介護及び自立訓練における在宅でのサービス提供について

1. 本規定について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止における暫定的な対応として、共同生活援助及び障害者支援施設並びに生活介護及び自立訓練事業所職員が、訪問や電話等によるできる限りの支援の提供を行った認められる場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする。

2. 届出について

■ 契約内容報告書（様式第 26 号）

共同生活援助及び障害者支援施設並びに生活介護及び自立訓練事業所は、契約内容報告書（様式第 26 号）により、在宅支援を実施する開始日及びその事由を延岡市障がい福祉課まで届け出ること。事務連絡第 4 報発出日（令和 2 年 4 月 9 日）以降、契約内容報告書（様式第 26 号）の実施開始の届出をもって、本取扱いの適用とする。

■ 個別支援計画

在宅でのサービス提供に係る支援内容を記載した個別支援計画を、事前に延岡市障がい福祉課に提出すること。

■ 新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援体制に係る報告書

利用者個々の状況に応じた支援の内容を具体的に記載すること。なお、当該適用に伴う利用者の申請は、改めて提出が必要なものではないとする。

（具体的なサービス内容の例）

- ・ 電話、訪問等による本人・家族の健康状態の確認
- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 普段の通所ではできない、利用者（家族）との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート
- ・ その他相談支援

■ 同意書

共同生活援助及び障害者支援施設並びに生活介護及び自立訓練事業所職員は、利用者や家族に対し在宅支援を実施する旨の説明を行い、双方の同意の上の実施であることを証明すること。

3. 障がい福祉サービス費の請求について

従来どおり宮崎県国民健康保険団体連合会に請求すること。また、在宅支援を行った月の翌月 10 日までに、「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援体制に係る報告書」を延岡市障がい福祉課に提出すること。

4. その他

- (1) 本取扱いについては、新型コロナウイルス感染拡大防止における暫定的な対応とする。
- (2) 本取扱いの対象者は、延岡市が支給決定している者に限る。その他の者については、援護の実施者に確認すること。